

【重要事項説明書】

入園要項

Kid's★garden

津田沼駅前園

～ 子どもを産み育てることに『夢』が持てる社会を ～

<http://www.kids-garden.co.jp>

〒275-0026

習志野市谷津1-16-1 モリシア津田沼 レストラン棟6階

TEL/FAX (047) 481-8288/8289

E-mail: info@kids-garden.co.jp



【 概 要 案 内 】

□ 開 園 時 間 平 日 あさ 7 : 0 0 ~ よる 8 : 0 0
土日祝日 あさ 7 : 0 0 ~ よる 7 : 0 0
(送迎時それぞれ4時間無料になるよう駐車券に打刻いたします。)

□ 休 園 日 年末年始、4月30日(退位の日)、5月1日(即位の日)、
5月4日(みどりの日)、5月5日(子どもの日)、イベント等

□ 定 員 1 2 0 名

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
定 員	9名	24名	24名	33名	30名

各クラスの定員は変更になることがあります。詳しくは園にお問い合わせ下さい。

□ 保育士配置基準 習志野市に配置基準に基づいて配置

□ サービス内容 保育サービス・・・保護者の就労等に伴うお預かり
幼 児 教 育・・・音楽(リトミック・ピアノ個人レッスン)
知能教育・幼児体育
各種自然体験事業(アグリファミリー、雪山遊び、他)
英語教育・新体操・空手

□ 保育の方針 キッズ☆ガーデンでは事故防止と衛生管理が前提条件のもと
『保育＝愛育』環境づくりと考えています。
お預かりするお子様たち、またそのご家族の愛育環境づくりの
お手伝いをしたいと考えています。

徳育：日々の生活の中で思いやりの心を育みます
食育：多くの自然体験・農業体験事業、並びに季節の食育の実施
知育：楽しんで取り組める幼児教育の実施
体育：体育の専門スタッフによる指導
才育：専門スタッフによる音楽教育・英語教育・幼児体育

キッズ☆ガーデンでは、子ども達の成育環境づくりは我々大人たちが
積極的にかかわり創り上げていく事が大切だと考えています。

デイリープログラム

時 間 年 齢	7:00~	9:00	10:00 ~11:00	11:00 ~12:30	12:45 ~15:30	15:30	16:30	17:30 ~18:30	18:30 ~20:00
1歳未満児	開 園 7 時 順次登園 保護者と 情報交換	朝の会 歌	天候（気温等）・ 健康状態等により ベビーカーで公園に お 散 歩 へ	月 齢・個人差等を勘案の上、 個人ごとの生活リズムで過ごす。 オムツ交換 → 授 乳（離乳食） → 睡 眠 → オムツ交換 → 授 乳 →			自由遊び		・トイレ ・オムツ交換 ・歯磨き 後
1～2歳児	健康確認 ・視 診 ・触 診 ・検 温 等	出欠確認 手遊び	公園にお散歩 ～11:30 （小さい子より 先に帰る）	昼 食 給 食 お弁当	・トイレ ・オムツ交換 ・歯磨き 後 読み聞かせ 午 睡 Z z z	楽 し い お や つ ！	各 種 カルチャー ト イ レ オムツ交換	タ 食	読み聞かせ 自由遊び 保護者と 情報交換
3～4歳児	ト イ レ オムツ交換	読み聞かせ等	※曜日年齢別に下記 プログラムを実施	※年齢別小さい お子さんから		お 掃 除	保護者と 情報交換 順次降園	給 食 お弁当	
5歳児	自由遊び		知 育 授 業 リトミック 幼 児 体 育		※就学前児童は 午睡なしに移行し ていきます。 読 書 記 録 等				閉 園 20 時

■ 提携医療機関

- 定期健康診断・・・横浜東口 中村クリニック 中村孝裕先生
- 救 急 医 療・・・津田沼中央総合病院
習志野市谷津1-9-17

■ 衛生管理について

園内での感染症の感染防止のため下記の通り徹底致します。

ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

○ 園内への立ち入り

- ・保護者の方も特定の時以外、園内の乳児室・保育室への立ち入りは衛生上の観点よりお断り致します。

○ 日常生活

- ・登園・降園、お散歩後、食事毎のうがい（年少以上）・手洗いの励行
- ・手洗いは、子ども達、スタッフ共にエータオルを使用し接触感染の防止を致します。

○ 園内の清掃

- ・晩の掃除機
- ・毎日の拭き掃除（随時）
- ・週一回の玩具清掃（必要時は随時）

○ 健康管理

- ・入園時、事前の健康確認（入園前3ヶ月）と、ご入園後年2回の法定の健康診断を実施いたします。（実費各自負担）
- また、お子様の体調の悪い時は登園出来ません。また、やむを得ずお薬を持参する際には、かかりつけの医師の投薬指示書または与薬指示書が必要になります。
- ※朝、夕2回の処方が出来ない方のみお願いいたします。
- 尚、お子様が体調を崩し始めた場合は早めに医師に診察してもらうようお願いいたします。
- ・毎月全スタッフの検便を実施しています。

Kid's★garden 料金表

津田沼駅前園

【月極料金】

0～2歳児基本料金			
コース名	A	B	C
	16日迄	17～21日迄	22日以上
9時間迄	70,000円	85,000円/月	
9時間超	70,000円 +300円×時間	85,000円+300円×時間	

3歳児以上基本料金			
コース名	A	B	C
	16日迄	17～21日迄	22日以上
9時間迄	65,000円	80,000円/月	
9時間超	65,000円 +300円×時間	80,000円+300円×時間	

食 事 ・ お や つ (離乳食完了期～)	普通食 6,400円/月 ・ アレルギー食 7,000円/月 夕 食 320円/食 おやつ(牛乳・麦茶含) 2,000円/月
月 極 延 長 料 金	コースの預り時間枠から11分以降より15円/分が延長料金となります。
弟 妹 特 典	在園児のご兄弟の入園を優先でお受け入れいたします。 弟妹の保育料5,000円引き/月
継 続 割 引	月極継続ご利用で、1年ごとに基本保育料の割引をいたします。 2年目…5%引、 3年目…10%引、 4年目以降…15%引(上限)

※料金体系が変更となることがありますので、予めご了承ください。

～3歳児のお子さま(在籍3年目)をBコースでお預かりした場合～

☆1日9時間、月21日まで、各ご家庭の予定に合わせてご登降園いただけます。

基本保育料 80,000円

+

普通食 6,400円

+

おやつ 2,000円

月極保育料計 80,400

継続ご利用で継続割引が入り、さらにお安くなります。

ご兄弟姉妹で在園の場合、弟妹特例でこの額から5,000円引きとなります。

☆当園は、市の基準を満たした民間施設となります。
『民間保育施設入所児童助成金制度』と『幼児教育・保育無償化の制度』により、保護者の方は、最大月額4万円の助成・補助が受けられます。

市の助成・補助により、
保育料40,400円になります。

月 極 予 約 変 更	前日13時（平日）までに変更届をご提出ください。各コースの範囲内の場合、追加料金はございません。
-------------	--

慣 ら し 保 育	月極入園月の前月下旬に3日間程度、1日2時間～6時間で行うことができます。（600円/時間）ご希望の方は面談時にご相談ください。
-----------	--

☆一時預りも行っております（事前登録制）。ご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

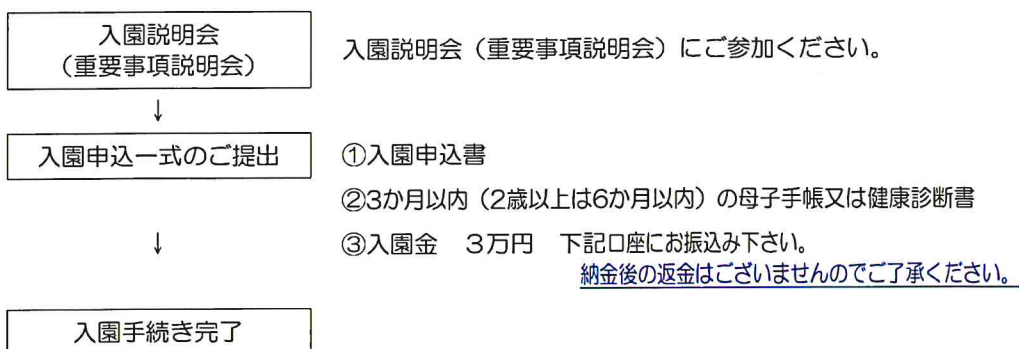
入 園 諸 費 用

科 目	金 額 (円)	備 考
入 園 金	30,000	
ス モ ッ グ	1,700	園指定
園 帽 子	900 1,020	// 0、1歳児 // 2歳児以上
登 園 リュック	6,500	
保 護 者 証	200	
防 災 す き ん	2,500	
工 作 費 ※ 消 耗 品	2,800	月700円 徴収月→4月・8月・12月

※ 諸費用は変更となることがあります。

※ 年少以上は、新年度用品（ピアノカや粘土など）が年度初めにかかり、体操服登園となります。

ご 入 園 申 し 込 み の 流 れ



※書類の手続きは、事前にご連絡をお願いいたします。

※入園金振込口座

千葉銀行 勝田台支店 普通 3260351
 名義：株式会社生活設計 代表取締役 井手健二郎

休退園に関する事項

■休退園のお申し出

【月極保育】

- ・休 園・・・1ヶ月前までに休園届をご提出ください。休園期間は最大3か月となり、保育料はAコースの基本保育料半額をご納金ください。
- ・退 園・・・1ヶ月前までに退園届をご提出ください。

■保険について

施設総合保険に加入しています。施設内または、屋外事業に關しての傷害事故に対して保障されます。

尚、保険料に關しては基本保育料に組み込まれています。

保 障 額 ： 1 事故30000万円

保障内容 ： 死亡保障・入院・通院・食中毒

■登園時必要なもの

	0歳児 り す	1 歳児 うさぎ	2 歳児 ばんだ	年少・中・長 きりん・ぞう・らいおん
粉 ミ ル ク (缶)	○			
哺 乳 瓶	○			
離 乳 食	○			
おむつ・お尻拭き (1枚づつ名前を記入)	○	○	○	
水 筒 (お茶または水) (マグマグ可)	○	○	○	○
お着替え1セット (園保管用)	○	○	○	○
お着替え1セット (毎日着替え用)	○	○	○	
体 操 帽	○	○	○	○
スモッグ	○	○	○	○
大判 バスタオルと タオル (お昼にける用)	○	○	○	○
おしぼり (濡らしてケースに)	○	○	○	
スプーンフォークセット	○	○	○	
お箸セット(3点セット)				○
コップ	牛乳希望者のみ	牛乳希望者のみ	牛乳希望者のみ	○
歯 ブラ シ			※	○



・・・巾着袋に入れてください。

(おしぼりとスプーンフォークセットはまとめて1袋に入れてください。)

※歯ブラシをお持ちいただく時期は、おたよりでご連絡します。

■保育料の納入について

【月極保育】登園予定表ご提出後、千葉銀行口座より指定日に引落
(口座引落手続き完了前) 保育予定月の前月末までに
振込もしくは園に現金でお支払い

■お迎えについて

保護者証を首から下げて下さい。

普段と違う方のお迎えの際には、保護者の方から必ずご連絡をお願いいたします。尚、確認がとれない場合は、事故防止のためお子様を引き渡しいたしません。

2020年度

【年間行事予定表】

月	行 事
4	お花見BBQ
5	みどりの日・こどもの日（休園） 個人面談 オービックシーガルズ選手との交流会（年長組） 春の遠足（1～5歳児） 食育パーティ（1～5歳児） 春の親子キャンプ（1泊2日）
6	消防訓練教室 保育参観 内科健診（前期） 石垣島自然体験旅行（3泊4日）
7	七夕会 プール開き 縁日ごっこ
8	学童課外教室（北海道）3泊4日
9	秋の遠足 引き渡し訓練（全園児）
10	秋の遠足 秋の大運動会（休園） 秋の親子キャンプ（1泊2日） ハロウィンパレード 施設訪問（年長組）
11	不審者対策教室 内科健診（後期）
12	クリスマス発表会（休園） 食育パーティ（1～5歳児） 年末年始休園
1	お餅つき 歯科健診
2	節分 お別れ遠足（年長組） 交通安全教室
3	ひな祭り 雪山遊びツアー（延泊可） お別れ給食（年少組以上） 卒園式

・月例行事：お誕生日会・避難訓練・身体測定

カルチャーのご案内

メニュー	講師	対象	曜日	時間	料金
英語	櫻井 直美 コファイ コーネル	2歳児～	クラス毎	2歳児 1時間 3歳児以上 1時間50分 小1以上 2時間	2歳児 7,000円 年少 12,000円 年中朝 14,000円 小1以上 20,000円
新体操	佐藤 たえ子	2歳児以上	毎週木曜日	15:15～16:00 (45分)	5,410円/月
		年中長		16:00～17:00 (60分)	
		小1以上		17:00～18:00 (60分)	
ピアノ	成田 花枝		月・火・水・金曜日	個別	個別
空手	山川 知房	年中～小2	金曜日	15:00～15:45	3,300円/月

□レッスンの時間、料金は変更とすることがあります。予めご了承ください。
□講師の都合により、休講や代理講師で実施する場合がありますので、
予めご了承ください。 尚、その場合は事前にご連絡いたします。

モリシア津田沼6階 キッズ☆ガーデン
TEL 047-481-8288
FAX 047-481-8289
～ どうぞお気軽にお問合せ下さい～

認可外保育施設に入所中の習志野市民の お子様に対する助成制度のお知らせ

本年10月より、幼児教育・保育無償化の制度が始まります。制度開始以降の認可外保育施設を御利用の方への助成制度について御案内いたします。市では従前より一定の基準を満たした民間保育施設（認可外保育施設）に入所している0～5歳児クラスの児童に対し、助成金を交付しておりましたが、無償化の制度開始に伴い一部変更がありますので、併せて御案内させていただきます。助成金の申請月及び無償化の制度に係る請求月は従来の民間保育施設入所児童助成金（以下、助成金）と同様で10月～12月分は1月、1月から3月分は3月となります。無償化の対象となるための給付認定を受けた方については、給付認定通知と併せて無償化の制度に係る請求書類等をお送りいたします。

！！注意！！

認可外保育施設は、都道府県（政令指定都市・中核市）に届出をしている施設等に限りです。

無償化の制度開始後（令和元年10月1日～）

◇無償化の対象の児童 ※市より給付認定を受けていることが必須となります。

年齢区分	助成額（限度額）		対象施設	申請等の種類
<u>0～2歳児</u> <u>クラス</u> (非課税世帯)	国より	42,000 円/月	(市内・市外) 認可外保育施設 事業所内保育事業 〔居宅訪問型保育事業 等を含む〕	無償化の制度 に係る請求
	市より	/		
<u>3～5歳児</u> <u>クラス</u>	国より	37,000 円/月	(市内・市外) 認可外保育施設 事業所内保育事業 〔居宅訪問型保育事業 等を含む〕	無償化の制度 に係る請求
	市より	3,000 円/月		助成金の申請

◆無償化の対象でない児童（現行どおり）※保育の必要性があることが必須となります。

年齢区分	助成額（限度額）		対象施設	申請の種類
<u>0～2歳児</u> <u>クラス</u>	国より	/	習志野市（全て）、 千葉市・船橋市・八千代市（一部）の 認可外保育施設 ※千葉県の指導監督基準を 満たす旨の証明書の交付を 受けている施設のみ	/
	市より	40,000 円/月 ※認可外保育施設の保育料と認可保育所の保育料との差額を助成		助成金の申請

無償化の制度開始から5年後

◇無償化の対象の児童 ※市より給付認定を受けていることが必須となります。

年齢区分	助成額（限度額）		対象施設	申請の種類
<u>0～2歳児</u> <u>クラス</u> (非課税世帯)	国より	42,000 円/月	(市内・市外) 認可外保育施設 〔事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業 等を含む ※国の指導監督基準を 満たす旨の証明書の交付を 受けている施設のみ〕	無償化の申請
	市より			
<u>3～5歳児</u> <u>クラス</u>	国より	37,000 円/月	(市内・市外) 認可外保育施設 〔事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業 等を含む ※国の指導監督基準を 満たす旨の証明書の交付を 受けている施設のみ〕	無償化の申請
	市より	3,000 円/月		助成金の申請

網掛け部分は、無償化の制度開始後との変更点となります。

◆無償化の対象でない児童（現行どおり）※保育の必要性があることが必須となります。

1 ページ無償化の制度開始後の「◆無償化の対象でない児童」と変わりません。

《注意点》

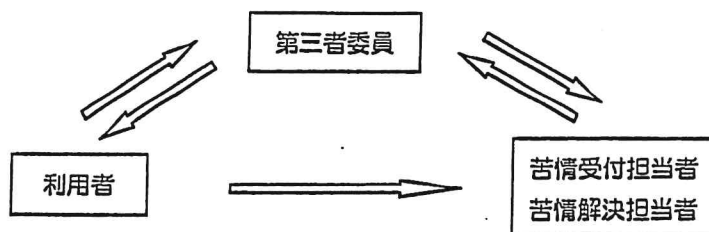
- これまでの市からの助成額は認可外保育施設の保育料と認可保育施設の保育料との差額（上限 40,000 円/月）でしたが、今後は、3～5歳児クラスについては認可外保育施設に支払った保育料が 37,000 円/月以上であれば、40,000 円/月を上限にその支払った保育料の額を助成します。また、0～2歳児クラスの非課税世帯については 42,000 円/月以上であれば、42,000 円/月を助成します。なお、認可外保育施設等の保育料が、37,000 円/月未満（0～2歳児クラスの非課税世帯については、42,000 円/月未満）の場合は支払った保育料の額を助成します。
- 国からの助成は、認可外保育施設を一時保育で利用している方や認可外保育施設と他の保育サービス（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を併せて利用している方等も対象となります。
- 市からの助成は、認可外保育施設との月極契約により、1 日 4 時間以上かつ月 16 日（週 4 日）以上、入所していることが条件となります。（これまでと変更はありません。）
- 市からの助成については、毎年 4 月時点の待機児童等の状況により次年度から廃止することがあります。ただし、在籍児童については経過措置がありますので、制度が変わる際には改めて御連絡いたします。（令和 2 年度は継続します。）

無償化の対象となる利用料は、保育料のみとなります。食材料費、通園送迎費、行事費等は、保護者負担となりますので御注意ください。

※これまでの市からの助成については、給食費・おやつ代（食材料費含む）も保育料に含めて助成の対象としておりましたが、無償化の制度開始後は、食材料費については自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、認可保育施設と同様に対象外となります。なお、無償化の対象でない 0～2 歳児クラスの課税世帯については、これまでと変わらず、給食費・おやつ代（食材料費含む）も助成対象となります。

《 苦情マニュアル 》

園が提供する福祉サービスに関わる苦情への対応、苦情の円滑円満な解決を図るため第三者委員を設置する。



【 苦情申出窓口 】

園では、利用者から苦情に適切に対応する体制を整えています。苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

《苦情解決責任者》

- ・井手 健二郎

《苦情受付責任者》

- ・総務 與那嶺 茂人
- ・主任 平山 育実

《第三者委員会》

- ・角田 由利子（認可保育所所長経験者）
- ・紺野 義聖（行政書士）
- ・小菅 和彦（司法書士）
- ・横井 紀彦（弁護士）

※第三者委員会の連絡先については、当園までご確認ください。

（１）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

【虐待、もしくは虐待が疑われる場合の対応について】

～ 子ども人権を守る ～

児童虐待は、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。

●緊急性が高い場合

→直ちに市町村又は児童相談所などに通告し、子どもの安全確保を図ります。

- ・ 生命の危険があるとき
- ・ 身体的障害を残す危険があるとき
- ・ 乳幼児期で身体的虐待が繰り返されているとき
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子どもにとって必要な医療処置を取らないとき
- ・ 虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・ 性的虐待が強く疑われるとき
- ・ 子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・ 不登園などで子どもに会えない、家庭訪問しても何かと理由をつけて子どもに合わせない、子どもの状況がわからないとき

○虐待の証明はしなくてもよい → 早期発見が何より大切です

→「もし間違っていたら・・・」虐待の証明が非常に困難です。

虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村又は児童相談所のなどの役割になります。

○「通告」とは → 通告後は関係諸機関と連携を取り合い対応していきます。

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定してあります。

→通告した際には、保護者や養育者の皆様にお知らせするケースと、性的虐待が疑われる場合などのお知らせしないケースがあります。

○記録の重要性

虐待の疑いのある子どもを発見したときは、虐待の疑いをもったときから記録を残してください。

記録のポイント → ・子どもの身体的状況 ・子どもの言動 ・保護者等の状況 など

【 通告先一覧 】

千葉県中央児童相談所	(043) 253-4101
習志野健康福祉センター	(047) 475-5151
習志野警察署	(047) 474-0110
習志野市子育て支援相談室	(047) 453-7322
習志野市健康支援課	(047) 453-2967
習志野市保健福祉部保護課	(047) 453-9205
ステップ習志野	(047) 453-9307
千葉家庭（地方）裁判所	(043) 222-0165

[入園の書類補助資料H30年7月]